

福井県報

第 2548 号
平成 26 年
7 月 29 日 (火)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次

告示

○道路の区域の変更(三七八)三三八四

・道路保全課).....一

○道路の供用の開始(三八五)三八七

・同).....四

※土砂災害警戒区域および土砂災害特

別警戒区域の指定の解除(三三八・

砂防防災課).....五

※土砂災害警戒区域および土砂災害特

別警戒区域の指定(三八九・同).....六

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証の

申請(男女参画・県民活動課).....七

○大規模小売店舗立地法の規定による

意見(三件・商業振興・金融課).....七

○土地改良区の役員の退任(坂井農林

総合事務所).....八

○土地改良区の役員の就任(同).....八

○都市計画の変更に係る図書の写しの

縦覧(都市計画課).....八

正誤

○平成二十六年三月三十一日福井県人

事委員会規則(福井県一般職の職員

等の給与に関する条例施行規則の一

部を改正する規則).....八

告示

福井県告示第378号

道路法(昭和27年法律第180号)第1

8条第1項の規定に基づき、道路の区域を変

更したので、同項の規定により、次のとおり

公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁お

よび奥越土木事務所において、平成26年7

月29日から20日間一般の縦覧に供する。

平成26年7月29日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	新線名	旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般国道	157	新	大野市中島56字皆蔵 7番4から 大野市中島57字荒蔵 2番11まで	15.0 ~ 125.0	140.0
一般国道	75	旧	大野市中島56字皆蔵 7番4から 大野市中島57字荒蔵 2番11まで	15.0 ~ 70.0	140.0

福井県告示第379号

道路法(昭和27年法律第180号)第1

8条第1項の規定に基づき、道路の区域を変

更したので、同項の規定により、次のとおり
公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁お
よび奥越土木事務所において、平成26年7
月29日から20日間一般の縦覧に供する。

平成26年7月29日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	新線名	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般国道	157号	大野市横枕46字押切 島46番2から 大野市161字出光6 番3まで	13.8 ～ 50.0	5,818.6
		大野市横枕46字押切 島46番2から 大野市161字出光6 番3まで	13.8 ～ 50.0	5,818.6
一般国道	157号	大野市横枕46字押切 島46番2から 大野市161字出光7 番2まで	11.4 ～ 30.8	6,567.7
		大野市横枕46字押切 島46番2から 大野市161字出光7 番2まで	11.4 ～ 30.8	6,567.7

福井県告示第380号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を変更したので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、平成26年7月29日から20日間一般の縦覧に供する。
平成26年7月29日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	新線名	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般	15	大野市130字庄司袋 一60番2から 大野市鍛掛2字砂山窪 27番まで	20.5 ～ 60.2	687.8
		大野市130字庄司袋 一60番2から 大野市鍛掛2字砂山窪 27番まで	20.5 ～ 60.2	687.8

国道号	新線名	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
8	旧	大野市130字庄司袋 一60番2から 大野市鍛掛2字砂山窪 27番まで	20.5 ～ 60.2	687.8

福井県告示第381号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を変更したので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、平成26年7月29日から20日間一般の縦覧に供する。
平成26年7月29日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	新線名	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
主要地方道	新	大野市中保21字石田 11番4から 大野市中保20字ガラ ミキ32番2まで	12.0 ～ 15.0	104.8
		大野市月見町12番か ら 大野市中保20字ガラ ミキ32番2地先まで	10.8 ～ 22.8	1,066.4
主要地方道	旧	大野市月見町12番か ら 大野市中保20字ガラ ミキ32番2地先まで	10.8 ～ 22.8	1,066.4

福井県告示第382号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を変更したので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、平成26年7

月29日から20日間一般の縦覧に供する。

平成26年7月29日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	新線名	旧線名	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般県道	五条下方下荒井線	新	勝山市遅羽町下荒井3 1字御林1番12地先	6.2 ～ 9.7	666.4
			勝山市遅羽町下荒井5 字新田14番1地先 まで		
一般県道	荒井線	旧	勝山市遅羽町下荒井3 1字御林1番12地先	6.0 ～ 25.2	1406.6
			勝山市遅羽町下荒井5 字新田20番6まで		

福井県告示第383号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を変更したので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所勝山維持管理課において、平成26年7月29日から20日間一般の縦覧に供する。

平成26年7月29日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	新線名	旧線名	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)

道路種類	新線名	旧線名	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般県道	唯野上	新	勝山市平泉寺町大渡2 4字社塔川原3番11 6から	10.7 ～ 35.5	654.7
			勝山市平泉寺町大渡2 1字屋敷田22番3 まで		
一般県道	唯野上	旧	勝山市平泉寺町大渡2 4字社塔川原3番11 6から	10.7 ～ 35.5	654.7
			勝山市平泉寺町大渡2 1字屋敷田22番3 まで		
一般県道	唯野上	旧	勝山市平泉寺町大渡2 4字社塔川原3番8 8から	7.2 ～ 18.1	692.1
			勝山市平泉寺町大渡2 1字屋敷田22番2 まで		

福井県告示第384号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を変更したので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所鯖江丹生土木部において、平成26年7月29日から20日間一般の縦覧に供する。

平成26年7月29日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	新線名	旧線名	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)

3	丹生郡越前町高佐 3 4	8.0	
0	新 丹生郡越前町高佐 3 5	~	70.0
5	字 8 1 番 5 まで	13.0	
4	丹生郡越前町高佐 3 4	6.8	
1	旧 丹生郡越前町高佐 3 5	~	70.0
7	字 8 1 番 5 まで	9.2	

福井県告示第 3 8 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を開始するので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、平成 2 6 年 7 月 2 9 日から 2 0 日間一般の縦覧に供する。

平成 2 6 年 7 月 2 9 日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	1 5 7	大野市中島 5 6 字皆蔵 7 番 4 から 大野市中島 5 7 字荒蔵 2 番 1 1 まで	平成 2 6 年 7 月 2 9 日

福井県告示第 3 8 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を開始するので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁お

および奥越土木事務所において、平成 2 6 年 7 月 2 9 日から 2 0 日間一般の縦覧に供する。

平成 2 6 年 7 月 2 9 日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	大野勝山線	大野市中保 2 1 字石田 1 1 番 4 から 大野市中保 2 0 字ガラミキ 3 2 番 2 まで	平成 2 6 年 7 月 2 9 日

福井県告示第 3 8 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を開始するので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所鯖江丹生土木部において、平成 2 6 年 7 月 2 9 日から 2 0 日間一般の縦覧に供する。

平成 2 6 年 7 月 2 9 日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	3 0 5	丹生郡越前町高佐 3 4 字 8 番 2 地先から 丹生郡越前町高佐 3 5 字 8 1 番 5 まで	平成 2 6 年 7 月 2 9 日

福井県告示第388号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき、次の土地の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の全部または一部について指定を解除するので、同法第6条第6項および第8条第9項において準用する第6条第4項および第8条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年7月29日

福井県知事 西川 一誠

全部について指定を解除する土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
敦賀市江良（2-1-8012）	急傾斜	次の図のとおり
若狭町熊川（31-1-672）	急傾斜	
若狭町熊川（31-1-685）	急傾斜	
小浜市生守（4-1-9065）	急傾斜	
小浜市湯岡（4-1-660-1）	急傾斜	
おおい町名田庄虫鹿野（32-2-14-01103）	土石流	

全部について指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示および当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
若狭町熊川（31-1-672）	急傾斜	次の図のとおり
若狭町熊川（31-1-685）	急傾斜	
小浜市生守（4-1-9065）	急傾斜	
おおい町名田庄虫鹿野（32-2-14-01103）	土石流	

一部について指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示および当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
敦賀市江良（2-1-8012）	急傾斜	次の図のとおり
小浜市湯岡（4-1-660-1）	急傾斜	

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県土木部砂防防災課、当該土砂災害警戒区域等を所管する各土木事務所、各市役所および各町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第389号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項および第8条第1項の規定に基づき、次の土地を土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に指定するので、同法第6条第4項および第8条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年7月29日

福井県知事 西川 一誠

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
敦賀市江良（2-1-1-8012）	急傾斜	次の図のとおり
若狭町熊川（3-1-1-672）	急傾斜	
若狭町熊川（3-1-1-685）	急傾斜	
小浜市生守（4-1-1-9065）	急傾斜	
小浜市湯岡（4-1-1-660-1）	急傾斜	
おおい町名田庄虫鹿野（3-2-2-14-01103）	土石流	

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示および当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
若狭町熊川（3-1-1-672）	急傾斜	次の図のとおり
若狭町熊川（3-1-1-685）	急傾斜	
小浜市生守（4-1-1-9065）	急傾斜	

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県土木部砂防防災課、当該土砂災害警戒区域等を所管する各土木事務所、各市役所および各町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する法第10条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年7月29日

福井県知事 西川 一誠

- 1 申請のあった年月日
平成26年7月16日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人坂井市障害者プ

ラソ住民会議

(2) 代表者の氏名

阿古江 唯説

(3) 主たる事務所の所在地

福井県坂井市三国町中央1丁目6番地

3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、坂井市における総合的な障害者福祉を実現するための事業を、住民・行政・企業が連携して推進することを目的とする。

- 3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間

平成26年7月16日から平成26年

9月15日まで

(2) 縦覧に供する場所

福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動・ポラシニアセンター内

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第

91号）第8条第1項の規定により鯖江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年7月29日

福井県知事 西川 一誠

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地

ゲンキー鯖江西店

鯖江市小黒町三丁目108 外4筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

ゲンキー株式会社

代表取締役 藤永 賢一

坂井市丸岡町下久米田38字33番

- 3 聴取した意見の概要

(1) 交通について

・当該店舗の東側の路線「鯖江西縦貫線」は地元小学校（進徳小学校）と中学校（鯖江中学校）の通学路となっている。営業時間を変更することにより、来客が駐車場を利用する時間帯および開店時間帯が通学時間帯と重なるので、来客や配送車等の出入りには十分な配慮をすること。

(2) 騒音の発生について

・営業時間を変更することにより、周辺住民から騒音や振動等の苦情が出た場合、真摯に対応すること。また、荷物の搬送トラック等はアイドリング・ストップの徹底を行い、騒音を極力発生しないよう配慮すること。

- 4 聴取した意見の縦覧場所

(1) 福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業振興・金融課

(2) 鯖江市西山町13番1号

鯖江市産業環境部商工政策課

- 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧でき

る時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から1週間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年7月29日

福井県知事 西川 一誠

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地

ゲンキー福井大和田店

福井市大和田町29字47

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

ゲンキー株式会社

代表取締役 藤永 賢一

坂井市丸岡町下久米田38字33番

- 3 聴取した意見の概要

(1) 環境について

・当該大規模小売店舗については、福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当すると想定されるが、同条例に基づく「特定工場設置届出」が提出されていないので、届け出ること。定格出力2.25kW以上の空調室外機、冷凍室外機が該当となる。

・当該店舗周辺には住居は少ないものの、営業時間を拡大することにより空調室外機の稼働時間が長くなるため、定期的な点検等を実施し、故障を起因とする騒音発生の未然防止に努めること。

・敷地境界線（予測地点a）において、福

井市公害防止条例の規制基準（55dB）を超過している。周辺環境の保全に向けた課題と位置づけ、騒音低減に取り組むこと。

・店舗周辺の環境保全のため、環境関係法令を遵守し、周辺住民から、公害に関する要望があった場合は、誠実に対応すること。

- 4 聴取した意見の縦覧場所

(1) 福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業振興・金融課

(2) 福井市大手3丁目10番1号

福井市商工労働部商工振興課

- 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から1週間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年7月29日

福井県知事 西川 一誠

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地

ゲンキー福井南店

福井市下河北町5字1-1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

ダイワロイヤル株式会社

代表取締役 原田 健

東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号

- 3 聴取した意見の概要

(1) 環境について

・当該大規模小売店舗については、福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当しているが、同条例に基づく「特定工場設置届出」が提出されていないので、届け出ること。定格出力2.25kW以上の空調室外機、冷凍室外機が該当となる。

・当該店舗周辺には住居は少ないものの、営業時間を拡大することにより空調室外機の稼働時間が長くなるため、定期的な点検等を実施し、故障を起因とする騒音発生 の未然防止に努めること。

・敷地境界線(予測地点a)において、福井市公害防止条例の規制基準(5.5dB)を超過している。周辺環境の保全に向けた課題と位置づけ、騒音低減に取り組むこと。

・店舗周辺の環境保全のため、引き続き環境関係法令を遵守し、周辺住民から、公害に関する要望があった場合は、誠実に対応すること。

4 聴取した意見の縦覧場所

(1) 福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業振興・金融課

(2) 福井市大手3丁目10番1号
福井市商工労働部商工振興課

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間
公告の日から1月間

(2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

九頭竜川鳴鹿堰堤土地改良区連合から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する第18条第16項の規

定により、次の者が平成26年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年7月29日

福井県知事 西川 一誠

松岡上合月9-25

役員名	氏名	住所
理事	山本 文雄	坂井市春江町中庄55-16
〃	前田 康博	福井市石盛町29-3甲
〃	淵本 達雄	吉田郡永平寺町 松岡上合月7-3
〃	坪田 正美	坂井市坂井町上兵庫60-13
〃	森 健一	丸岡町舟寄77-4
〃	木村 強	坂井町宮領42-2
〃	南出 亨一	丸岡町機部島6-42
〃	井上 清	〃 与河72-1
〃	木村 市助	福井市中ノ郷町15-4-1
〃	他中 勇	〃 高木町65-8
〃	齊藤 恵治	坂井市三国町池上26-10
〃	初馬 憲駿	あわら市北潟27-28
監事	西野 清志	坂井市坂井町長屋31-61
〃	藤田 貞武	福井市川合鷺塚町13-32
〃	山田 源則	坂井市丸岡町板倉31-8
〃	竹内 巖	あわら市清王13-29
〃	武澤 義明	福井市下中町6-364

九頭竜川鳴鹿堰堤土地改良区連合から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する第18条第16項の規定により、次の者が平成26年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年7月29日

福井県知事 西川 一誠

役員名	氏名	住所
理事	山本 文雄	坂井市春江町中庄55-16
〃	前田 康博	福井市石盛町29-3甲
〃	西尾 喜弘	吉田郡永平寺町

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、坂井市長から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年7月29日

福井県知事 西川 一誠

種類	名称
1	都市計画の種類および名称
(1)	地域地区(特定用途制限地域)
(2)	嶺北北部都市計画特定用途制限地域
2	縦覧場所
	福井市大手3丁目17番1号 福井県土木部都市計画課

福井県

平成二十六年三月三十一日福井県入事係職員名簿(福井県)の職員等の録と関係する事項に就いての報告書(関係)

三	ページ
三	段
九	行
「 次長 丹南技術 経営支援 課長	誤
企画振興 室長 技術経営 支援課長 地域農業 振興課長	正
に改め	
」	
「 次長 丹生技術 経営支援 課長	正
企画振興 室長 技術経営 支援課長 地域農業 振興課長	正
に改め	
」	

平成二十六年七月二十九日印
平成二十六年七月二十九日發

行刷

發行
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一〇―〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県福井市手寄二丁目十五―二十七

福井県
榑竹下印刷所

☎三三三二番